

# ご存知ですか？

## 看板等の突き出しの占用申請

道路に看板や日除けなどを突き出す場合には、道路法による許可が必要です。

### 国土交通省からのお願い

営業案内のための看板や日除け等を国道敷地に突き出す場合は(すでに設置済みの場合も) 道路法の規定に基づき、道路管理者の許可を受け、所定の占用料金を支払う必要があります。

道路交通の安全と道路環境を守るために、裏面のような許可の基準を設けております。また、歩道や緑地帯に看板やのぼり旗など設置することは、歩行者や自転車の走行に危険ですからやめてください。

道路は、国民共有の大切な財産です。

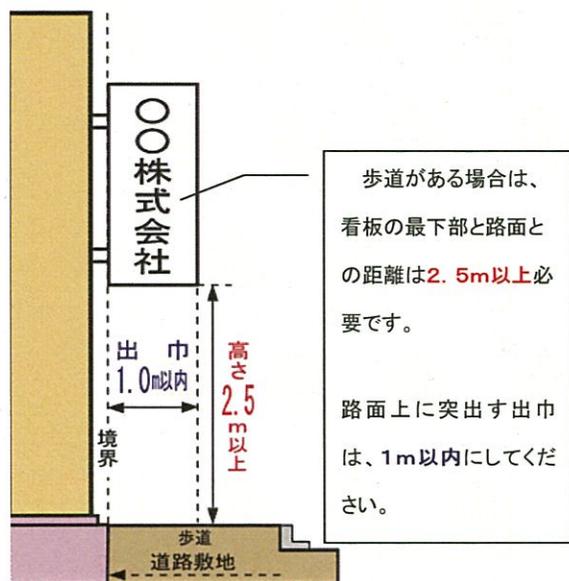
この財産は言うまでもなく公平に使わなければなりません。

そこで道路法では道路の上空であっても、特定の人が「継続して道路を使用しようとする場合は、許可を受けなければならない。」と定められております。

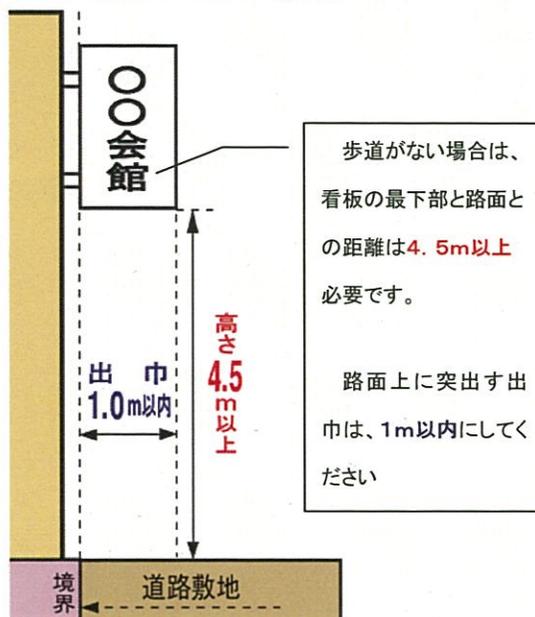
国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所 水沢国道維持出張所  
〒023-0003 奥州市水沢区佐倉河字車堂79  
0197-24-2187

## 許可を受けられる基準

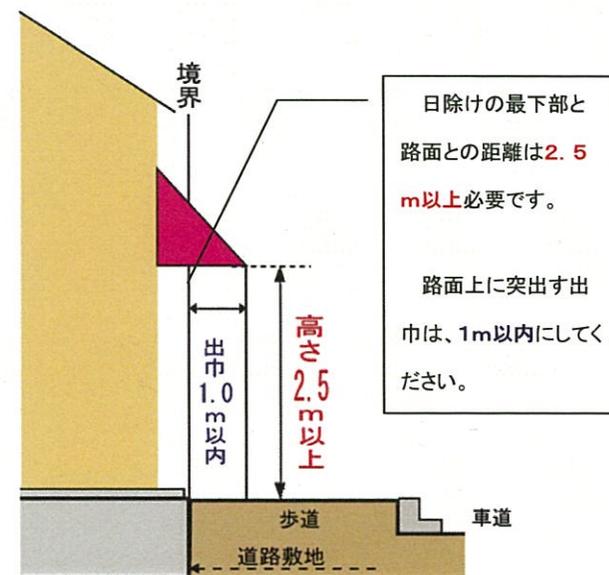
### 看板（歩道のある場合）



### 看板（歩道のない場合）



### 日除け



## 許可にならないもの

下記のようなものは許可になりませんので取外しまたは改造してください。

1. 道路の建築限界をおかしているもの（路面からの高さが基準を満たしていないもの）
2. はく離または落下等の危険があるもの
3. 表示の内容及びデザイン等が美観風致をそこなうもの
4. 道路（附属物・・・橋、横断歩道橋、街路樹、道路標識、ガードレール等を含む）に直接立て、または添架するもの
5. 信号機及び道路標識その他これに類するものに障害をあたえるもの
6. その他道路管理上特に支障を及ぼすもの

また、歩道に直接置く看板や歩道にはみ出して設置する自動販売機など交通の妨げになる危険なものの設置は禁止されています。

